

議第61号

三島市屋外広告物条例案

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 広告物等の制限

第1節 表示場所等の制限（第3条—第20条）

第2節 監督（第21条—第27条）

第3章 雑則（第28条—第31条）

第4章 罰則（第32条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づく屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持に係る規制について、法及び屋外広告物法施行規則（平成16年国土交通省令第102号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告物等の表示者等の責務）

第2条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、法及びこの条例の趣旨を尊重し、その表示する広告物又は設置する掲出物件について、その形状、材質、意匠、色彩等が周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に資するものとなるよう努めるとともに、これらを適切に表示し、又は設置し、及び管理するよう努めるものとする。

2 屋外広告業者（静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。）第2条第2項に規定する屋外広告業者をいう。以下同じ。）は、その業務を行うに当たって、その表示する広告物又は設置する掲出物件が、法及びこの条例の趣旨に適合したものとなるよう、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者（以下「広告主」という。）その他の者に対し、必要な助言その他

の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 広告主は、屋外広告業者に対し、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託するに当たっては、この条例の定めるところによりその広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを求めるよう努めるものとする。

第2章 広告物等の制限

第1節 表示場所等の制限

(特別規制地域)

第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び風致地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- (4) 東海道新幹線鉄道の全区間並びに道路（都市計画法第11条第1項第1号に掲げる道路として都市計画に定められたものを含む。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の市長が指定する区間
- (5) 前号に規定する区間から1,000メートル以内の地域のうち市長が指定する区域
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (7) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物を表示し、又

は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林及び景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止、里程標、道路反射鏡その他これらに類するもの
- (5) パーキング・チケット発給設備
- (6) 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
- (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び路上に設ける変圧器
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突
- (10) ガスタンクその他これに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 貼り紙
- (2) 貼り札その他これに類する広告物
- (3) 広告旗（広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）
- (4) 立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）

（普通規制地域）

第5条 特別規制地域以外の地域又は場所（以下「普通規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除

く。)は、市長の許可を受けなければならない。

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又は設置する掲出物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又は設置する掲出物件（第4条第1項第3号、第5号から第8号まで又は第11号に掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件及び電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示する広告物又は設置する掲出物件で、同条第3項各号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札等又は掲出物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件のうち市長が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他の地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示する広告物

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件（第4項において「自家広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の所有し、及び管理する土地又は物件に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は設置する掲出物件

- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は設置する掲出物件
- (6) 電車又は乗合自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 人、動物、車両（電車又は乗合自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (9) 町内会、自治会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板で規則で定める基準に適合するもの及びこれに表示する広告物
- (10) 第4条第3項各号に掲げる広告物で、営利を目的としないもののうち規則で定める基準に適合するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第4条第1項第8号、第9号又は第10号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

4 自家広告物等又は電車若しくは乗合自動車に表示される広告物で、第2項第1号又は第6号の規定による規則で定める基準に適合しないものについては、市長の許可を受けてこれらを表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

5 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的として表示する広告物又は設置する掲出物件については、市長の許可を受けてこれらを表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

(屋外広告物誘導整備地区)

第7条 市長は、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、屋外広告物誘導整備地区（以下「整備地区」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、区域、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（以下「整備基準」という。）その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

3 整備基準には、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該整備地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第2項第1号若しくは第3項第1号又は第11条の規則で定める基準（前条第4項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。）の特例を定めることができる。

4 前項の場合において、第5条又は前条第4項（電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。）若しくは第5項の規定の適用に当たっては、整備基準をもって許可の基準とし、同条第2項第1号及び第3項第1号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「整備基準」と読み替えるものとする。

5 整備地区においては、整備基準に適合しない広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

6 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、整備基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第3条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第5条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

（経過措置）

第8条 1の地域又は場所が特別規制地域となった際現にその地域内において第5条の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件については、当該地域又は場所が特別規制地域となった日から起算して3年間（当該広告物又は

掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合にあっては、30日間)は、第3条の規定にかかわらず、引き続き普通規制地域に存するものとみなす。

2 1の地域又は場所が特別規制地域となった際現にその地域内において適法に表示している広告物又は設置している掲出物件(第5条の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を除く。)については、当該地域又は場所が特別規制地域となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合にあっては、30日間)は、第3条の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

3 1の物件が禁止物件となった際現にその物件に第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可(以下「表示等の許可」という。)を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件については、当該物件が禁止物件となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合にあっては、30日間)は、第4条の規定は、適用しない。

4 1の物件が禁止物件となった際現にその物件に適法に表示している広告物又は設置している掲出物件(表示等の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を除く。)については、当該物件が禁止物件となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合にあっては、30日間)は、第4条の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

5 1の地域又は場所が整備地区となった際現にその地区内において表示等の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件については、当該地域又は場所が整備地区となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合にあっては、30日間)は、前条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例により、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

6 1の地域又は場所が整備地区となった際現にその地区内において適法に表示している広告物又は設置している掲出物件(表示等の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を除く。)については、当該地域又は場所が整備

地区となった日から起算して3年間（当該広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合にあつては、30日間）は、前条第5項の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

（禁止広告物等）

第9条 次に掲げる広告物の表示又は掲出物件の設置をしてはならない。

- (1) 著しく破損し、又は老朽したものの表示又は設置
- (2) 倒壊又は落下のおそれがあるものの表示又は設置
- (3) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるものの表示又は設置
- (4) 交通の安全を阻害するものの表示又は設置

（許可の申請）

第10条 表示等の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 広告物又は掲出物件の種類
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所
- (4) 表示の内容
- (5) 形状、面積、材料及び構造
- (6) 色彩、意匠その他表示の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げるものである場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 仕様書及び設計図
- (3) 色彩及び意匠を表す図面
- (4) その他規則で定めるもの

（許可の基準）

第11条 市長は、表示等の許可の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が規則で定める基準に適合していると認めるときは、表示等の許可をしなければならない。

(許可の条件)

第12条 市長は、表示等の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の期間)

第13条 表示等の許可の期間は、3年以内とする。ただし、第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件については、30日以内とする。

2 前項の許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が満了する前に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 第1項の規定は、前項に規定する許可の期間の更新について準用する。

(変更等の許可)

第14条 表示等の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更又は改造が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第11条及び第12条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の表示)

第15条 表示等の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める証票を貼付しなければならない。ただし、規則で定める証印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第16条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者の設置義務)

第17条 表示等の許可を受けて、堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件のうち規則で定めるものを表示し、又は設置する者（次条において「堅ろうな広告物等の設置者」という。）は、これらを管理する者（次項及び次条において「堅ろうな広告物等の管理者」という。）を置かなければならない。

2 堅ろうな広告物等の管理者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 屋外広告業者（県条例第25条の2第1項の規定によりその営業の全部又は一部の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない者を除く。）

(2) 県条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者
(届出)

第18条 堅ろうな広告物等の設置者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、堅ろうな広告物等の管理者の氏名又は名称及び住所を市長に届け出なければならない。堅ろうな広告物等の管理者を変更したときも、同様とする。

2 表示等の許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（以下この条において「設置者」という。）に変更があったときは、新たに設置者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者又は堅ろうな広告物等の管理者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 設置者又は堅ろうな広告物等の管理者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(除却義務)

第19条 表示等の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第23条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置の必要がなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第8条第1項から第

6項までに規定する広告物又は掲出物件について、これらの規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

- 2 表示等の許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分、手続等の効力)

第20条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者について変更があったときは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第2節 監督

(措置命令)

第21条 市長は、第3条から第5条まで（第7条第6項の規定により適用される場合を含む。）、第7条第5項又は第9条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者に対しても、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定め、その期限までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(違反広告物等である旨の表示)

第22条 市長は、第3条から第5条まで（第7条第6項の規定により適用される場

合を含む。)、第7条第5項、第9条又は第19条第1項の規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されているときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件に、この条例に違反している旨の表示をし、又はその職員に当該表示をさせることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じられた者が、特別の理由がなく、当該命令に付された除却すべき期間を経過してもなお除却しないときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件に、当該命令に違反している旨の表示をし、又はその職員に当該表示をさせることができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、表示等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条(第14条第2項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(報告及び立入検査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物及び掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(保管した広告物等の公示事項等)

第25条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の種類、形状及び数量

- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時
 - (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため市長が必要と認める事項
- 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間（法第7条第4項の規定により除却された広告物については、1週間）公告すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公告の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公告の要旨を告示すること。
- 3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定めるところにより一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（広告物等の売却の手続）

第26条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
 - (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間
- 2 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 3 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。
- 4 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、当該入札の期日から起算して少なくとも5日前までに、その広告物又は掲出物件の種類、形状、数量その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。
- 5 市長は、第3項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加させようとする者をなるべく5人以上指名し、かつ、それらの者に広告物又は掲出物件の種類、形状、数量その他市長が必要と認める事項を当該入札の期日から起算して少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 6 市長は、第3項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(広告物等の返還の手続)

第27条 市長は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

第3章 雑則

(景観審議会の意見の聴取)

第28条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、三島市景観条例（平成12年三島市条例第32号）第45条に規定する三島市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第3条第4号及び第5号、第6条第1項第4号並びに第7条第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除

- (2) 第6条第1項第2号及び第4号、第2項第1号から第3号まで、第6号、第9号及び第10号並びに第3項第1号並びに第11条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止

(指定の告示)

第29条 市長は、第3条第4号及び第5号、第6条第1項第4号並びに第7条第1項の規定による指定をするときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は解除するときも、同様とする。

(適用上の注意)

第30条 この条例の適用に当たっては、政治活動の自由その他基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第32条 第21条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条まで(第7条第6項の規定により適用される場合を含む。)又は第7条第5項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

第34条 第24条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件であって、この条例の規定を適用した場合に表示し、又は設置することができなくなるもの（第4条第3項各号に規定するものを除く。）に係る表示等の許可については、施行日から起算して3年間は、施行日の前日における県条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可の基準をそれぞれ表示等の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。ただし、この条例の施行後において、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造する場合（第14条第1項ただし書の規則で定める軽微なものである場合を除く。）は、この限りでない。
- 4 この条例の施行の際現に適法に表示している広告物又は設置している掲出物件（県条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置しているものを除く。）であって、施行日以後表示し、又は設置することができなくなるもの（第4条第3項各号に規定するものを除く。）については、施行日から起算して3年間は、この条例の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。ただし、この条例の施行後において、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造する場合（第14条第1項ただし書の規則で定める軽微なものである場合を除く。）は、この限りでない。
- 5 市長は、前2項に規定する期間の経過後に、当該広告物又は掲出物件の改修、移転又は除却が容易でないと認めるときは、当分の間、第5条又は第6条第4項若しくは第5項の規定によらないで許可することができる。
- 6 施行日に行われる第3条第4号及び第5号並びに第6条第1項第4号の規定に

よる指定並びに第6条第1項第2号及び第4号、第2項第1号から第3号まで、第6号、第9号及び第10号並びに第3項第1号並びに第11条に規定する基準の設定については、第28条の規定は、適用しない。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(三島市手数料条例の一部改正)

8 三島市手数料条例(平成12年三島市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第53号の表を次のように改める。

| 区分 | 種類 | | 手数料の額 |
|-----|---|------------------------------|------------------------|
| 第1種 | 広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。) | 表示面積が1平方メートル以下のもの | 400円 |
| | | 表示面積が1平方メートルを超え、3平方メートル以下のもの | 1,200円 |
| | | 表示面積が3平方メートルを超え、5平方メートル以下のもの | 2,000円 |
| | | 表示面積が5平方メートルを超えるもの | 表示面積5平方メートルまでごとに2,000円 |
| 第2種 | 三島市屋外広告物条例(平成23年三島市条例第 号)第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの(第3種のものを除く。) | | 1枚、1本又は1個につき130円 |
| 第3種 | 照明装置のあるもの | 表示面積が1平方メートル以下のもの | 500円 |
| | | 表示面積が1平方メートルを超え、3平方メートル以下のもの | 1,500円 |
| | | 表示面積が3平方メートルを超え、5平方メートル以下のもの | 2,500円 |

| | | | |
|--|---------------------------|----------------------|------------------------|
| | | 表示面積が5平方メートルを超えるもの | 表示面積5平方メートルまでごとに2,500円 |
| 第4種 | 貼り紙（第3種のものを除く。） | | 100枚までごとに390円 |
| 第5種 | 看板その他これに類するもの（第3種のものを除く。） | 巻き付けて取り付けられる広告物 | 1組につき400円 |
| | | 巻き付けて取り付けられる広告物以外のもの | 1個につき400円 |
| 備考 | | | |
| <p>1 三島市屋外広告物条例第14条第1項の許可を受けようとする場合は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出をした政治団体が貼り紙、貼り札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しない。</p> | | | |

第4条第1項第3号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改める。

（三島市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 前項の規定による改正後の三島市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

平成23年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士